

(別紙)

平成30年2月28日付29文科生第736号 文部科学省生涯学習政策局長通知
「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（通知）」（抄）

3 留意事項

(1) 共通事項

- 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程においては、社会教育主事がNPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことにより、人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、社会教育主事の職務を的確に遂行し得る基礎的な資質・能力の養成が図られるよう留意すること。
- カリキュラムの編成に当たっては、以下の能力の養成が図られるよう特に留意すること。
 - ① 生涯学習・社会教育の意義など教育上の基礎的知識
 - ② 地域課題や学習課題などの把握・分析能力
 - ③ 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
 - ④ 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
 - ⑤ 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
 - ⑥ 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力
- 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の科目の目的及び主な内容については、別添2及び別添3を参照すること。

(2) 社会教育主事講習関係

イ. 生涯学習概論について

生涯学習概論は、生涯学習及び社会教育の本質について理解を図ることを目的として、生涯学習の理念と施策、社会教育の意義と展開、社会教育に関する法令、社会教育主事・社会教育指導者の役割、生涯学習社会と学校・家庭・地域等の内容を扱うこと。

ロ. 生涯学習支援論について

生涯学習支援論は、学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図ることを目的として、学習支援に関する教育理論、効果的な学習支援方法、学習プログラムの編成、参加型学習の実際とファシリテーション技法等の内容を扱うこととし、以下に特に留意すること。

- 「参加型学習の実際とファシリテーション技法」については、形式的な手法・技法の習得に止まらず、学習内容や対象との関連を十分に意識しながら展開するものとし、人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力の養成が図られるように留意すること。

ハ. 社会教育経営論について

社会教育経営論は、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や

地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図ることを目的として、社会教育行政と地域活性化，社会教育行政の経営戦略，学習課題の把握と広報戦略，社会教育における地域人材の育成，学習成果の評価と活用の実際，社会教育を推進する地域ネットワークの形成，社会教育施設の経営戦略等の内容を扱うこととし，以下に特に留意すること。

- ① 「社会教育行政の経営戦略」においては，社会教育計画の企画・立案，実施はもとより，評価や改善も視野に入れ，PDCA サイクルを進めることにより，マネジメントの視点に立って，効果的・効率的な社会教育事業の展開を図ることの意義について取り扱うこと。
- ② 「社会教育行政の経営戦略」又は「社会教育施設の経営戦略」においては，厳しい財政状況にあって社会教育事業の具体化を図るため，クラウドファンディングなど多様な手法による資金調達について取り扱うこと。
- ③ 「社会教育を推進する地域ネットワークの形成」においては，今後の社会教育において，学校・家庭・地域の連携・協働をはじめ，福祉や労働，環境，地域振興，防犯・防災等の行政機関，NPO，大学，企業等の多様な主体と連携・協働が一層求められることから，コーディネート能力やプレゼンテーション能力の養成が図られるように留意すること。

ニ. 社会教育演習について

社会教育演習は，社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図ることを目的として，社会教育に関する実践演習や現場体験等を内容とすることとし，以下に特に留意すること。

- 社会教育演習では，受講者が生涯学習概論，生涯学習支援論，社会教育経営論の受講成果を生かし，社会教育主事として，学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い，学習者の地域社会への参画意欲を喚起して，多様な主体と連携・協働を図りながら，学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり，地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力の養成が図られるよう留意すること。

ホ. 人権教育等の現代的課題の取扱いについて

- 改正前の社会教育主事講習では，「社会教育特講」において取り扱ってきた現代的課題については，社会教育主事が具体の地域課題を踏まえ，身近な題材等を活用しながら実践的に学ぶ方が必要な知識や技能を習得する上で効率的・効果的であることから，今後は，現職研修等において取り扱うこととすること。

ただし，「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている人権教育のように法令に基づき対応が求められている現代的課題については，今後とも，社会教育主事講習の「生涯学習概論」や「生涯学習支援論」等において取り扱うこととすること。

ヘ. 社会教育主事講習の単位認定等について

- ① 社会教育主事講習において身に付けるべき内容を体系的かつ効果的に習得する観点からは，「生涯学習概論」，「社会教育経営論」，「生涯学習支援論」，「社会教育演習」の順に受講させることが望ましいこと。
- ② 生涯学習概論，生涯学習支援論，社会教育経営論の各科目については，各講習実施機関が社会教育主事講習等規程第7条第1項に基づき，適切な評価方法により単位認定を行うこと。

- ③ 単位の計算方法については、社会教育主事講習等規程第6条に基づき、大学設置基準第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準第5条第1項第3号に定める基準によること。
- ④ 社会教育演習については、各講習実施機関において、受講者が報告書の作成・発表を行い、それを受講者同士や受講者の所属する地方公共団体の関係者等を交えて評価するなど、社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を促す取組を行うこと。
- ⑤ 社会教育演習においては、生涯学習概論、生涯学習支援論及び社会教育経営論に関する受講者の理解に誤りがある場合や、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力の基礎の習得が十分でないと認められる場合等には、講習実施機関は、単位認定に先立ち、受講者に対して個別の指導・助言等を行うことが望ましいこと。

別添 2

社会教育主事講習の科目について

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2 単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2 単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2 単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2 単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計	8 単位	